

売上アップの仕組みづくり

1. 売上アップなくして事業継続無

売上（収入）なくしては事業継続できません。売上があることにより事業経費の支払いができるからです。

事業経費は内的要因、外的要因によっても長期的には増加の傾向にあります。

よって、事業の継続を前提にすると売上アップをしていくことが必要です。

売上アップの意味するところは、収入をアップすることと経費の効率化により経費を減少させることです。すなわち利益を増加させるということです。

2. 売上（利益）アップの基本要素

売上アップの基本要素は、人（人材）・物（設備）・金（資金）とよく言われます。この3要素に加えて情報（知恵）が必要だといわれています。

3. 売上減少には理由があり、売上アップには知恵がある

売上の減少には理由があります。人が採用できない、設備がない、資金が足りない等々。一方、売上アップしている場合は現状の問題を解決して売上アップしていく知恵あります。

外的状況が厳しい時こそ、知恵で人・物・金の不足部分を補うことが必要です。

売上アップをしている例	効率化（利益アップ）の知恵	売上アップの知恵
人員不足のなか売上アップを達成（ファミレス）	人員不足対策のため休日を増やし、時間外勤務を減らして勤務時間の効率化を図り、混雑時間に人員を集中投入することにより顧客対応アップを図った。	時間短縮したことの対応策としてメニューの一新をした。具体的には高級素材を投入、新メニューの投入により客単価のアップが図れたことにより売上減少分をカバーして売上増加となった
スタッフ対策の一環で診療時間を削減（歯科医院）	スタッフの勤務時間が減少したことにより集中度が上がり、スタッフが活性化してきた。	限られた時間内で自由診療の比率が上がり、保険診療の減少を自由診療の増加でカバーし、総収入の増加につながった。

平成30年歯科経営セミナー（7月1日）

第一部 平成29年歯科経営データ分析

平成29年の歯科データをもとに平成30年4月の診療報酬改定をふまえて診療収入アップの仕組みづくりについてまとめます。

第二部 スタッフ定着と雇用の安定化

スタッフの採用が困難となっている現状をふまえて定着化と安定化の対応について実際の歯科医院の状況をお話しいたします。

歯科会計

施設基準届出状況（橋本会計お客様）

番号	施設基準届出	平成 29 年 3 月		平成 29 年 12 月		増減	
		届出数	比率	届出数	比率	増減数	増減率
1	外来環	69	29.5%	98	39.4%	29	42.0%
2	医管 I	49	20.9%	56	22.5%	7	14.3%
3	在歯管	15	6.4%	19	7.6%	4	26.7%
4	か強診	24	10.3%	31	12.4%	7	29.2%
5	歯援診	26	11.1%	29	11.6%	3	11.5%
6	歯訪診	58	24.8%	142	57.0%	84	144.8%
7	在推進	7	3.0%	8	3.2%	1	14.3%
8	歯川 2	29	12.4%	30	12.0%	1	3.4%
9	手術微加	30	12.8%	40	16.1%	10	33.3%
10	根切顕微	23	9.8%	34	13.7%	11	47.8%
11	う蝕無痛	15	6.4%	16	6.4%	1	6.7%
12	手術歯根	10	4.3%	11	4.4%	1	10.0%
13	歯 CAD	153	65.4%	186	74.7%	33	21.6%
14	GTR	30	12.8%	32	12.9%	2	6.7%
15	補管	234	100.0%	249	100.0%	15	6.4%
16	酸単	24	10.3%	29	11.6%	5	20.8%
17	合計	796	-	1010	-	214	26.9%

ドクター会計

財産債務調書制度

今年も3月15日の確定申告期限が近づいて参りました。例年同様、確定申告作業にご協力いただき、ありがとうございます。

確定申告期限と同じ3月15日を提出期限とするものに「財産債務調書」という明細書があります。

これは、平成27年度の税制改正において所得税・相続税の適正性を確保する観点から創設され、平成28年1月から施行されています。

すでに施行されている制度ではありますが、今回その内容についてご案内いたします。

1. 財産債務調書を提出しないといけない方は？

以下の方が対象となります。

所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超えている。

その年の12月31日において、3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例財産を有している。

※国外転出特例財産とは、有価証券等や未決済信用取引等、未決算デリバティブ取引に係る権利をいいます。

2. 提出期限

その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出します。

平成29年分については、今年の3月15日が提出期限となります。

3. 財産債務調書への記載事項

財産債務には、提出者の氏名・住所・マイナンバーに加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することになっています。

また、財産の価額は、その年の12月31における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

例えば、土地や建物であれば、固定資産税評価額でも差支えありません。

4. メリット・デメリット

今までも「財産及び財務の明細書」という似たような制度がありましたが、詳しく内容を記載する必要が無く、提出しない場合の罰則規定もありませんでした。

しかし、財産債務調書は提出期限内に提出が無い場合（又は記載もれがあった場合）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除く）が生じたときは、過少申告加算税が5%加重されます。

一方で、きちんと提出していた場合には財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税が5%軽減されます。

医療承継

地積規模の大きな宅地の評価について

面積の広い宅地に対する評価の特例として広大地の評価特例がありました。制度の見直しが行われ、平成30年1月1日以降発生相続・贈与からは、「**地積規模の大きな宅地の評価**」として新設され、広大地の評価は廃止となりました。

<地積規模の大きな宅地の評価の要件>

① 面積要件	・三大都市圏（※1）は500㎡以上 ・その他の地域は1000㎡以上	※1 首都圏、近畿圏、中部圏の一部地域（市町村単位で定め）
② 地区制限	「普通住宅地区」、「普通商業・併用住宅地区」のみ適用可	広大地の評価の適用範囲とは異なる（中小工業地区）
③ 容積率	容積率が400%未満であること（東京都の特別区は300%未満）	建築基準法上の指定容積率にて
④ その他	市街化調整区域は原則対象外	宅地開発が可能な地域は可

<地積規模の大きな宅地の評価額の算式>

路線価×各種補正率×規模格差補正率（※2）×面積（㎡）

$$(A) \times (B) + (C)$$

$$\text{※2 規模格差補正率} = \frac{\text{路線価} \times (B) + (C)}{\text{地積規模の大きな宅地の面積 (A)}} \times 0.8$$

<三大都市圏>	(B)	(C)	<三大都市圏以外>	(B)	(C)
500㎡以上 1000㎡未満	0.95	25	1000㎡以上 3000㎡未満	0.90	100
1000㎡以上 3000㎡未満	0.90	75	3000㎡以上 5000㎡未満	0.85	250
3000㎡以上 5000㎡未満	0.85	225	5000㎡以上	0.80	500
5000㎡以上	0.80	475			

（例）三大都市圏で800㎡→規模格差補正率0.78（小数点以下第2位未満切捨）

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます

QRコードを読み取りご覧下さい

